

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 北海道函館市赤川町90番地の4

氏名 株式会社亀田清掃
代表取締役 池田 善徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木直道



許可の年月日 令和7年(2025年)3月12日

許可の有効年月日 令和14年(2032年)3月11日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鋳さい及びばいじんについては、水銀含有ばいじん等であるものを含む。

積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成8年(1996年)3月12日許可の更新
- 平成13年(2001年)3月12日許可の更新
- 平成18年(2006年)3月12日許可の更新
- 平成18年(2006年)8月21日変更許可(動物系固形不要物の追加。)
- 平成23年(2011年)3月29日更新時変更許可(産業廃棄物を処分するために処理したものの追加。)
- 平成30年(2018年)3月12日許可の更新
- 令和7年(2025年)3月12日許可の更新

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無